

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	日向市

日向市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >
担当部署名 日向市農林水産部林業水産課
所在地 日向市本町10番5号
電話番号 0982-66-1029
FAX番号 0982-56-0017
メールアドレス ringyo@hyugacity.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮崎県日向市

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	稲	3.16	3,607
	果樹(カンキツ類、クリ等)	0.36	1,593
	特用林産物(しいたけ、たけのこ)	2.73	173
	その他(飼料作物、野菜等)	0.32	277
	小計	6.57	5,650
シカ	稲	4.06	3,671
	果樹(カンキツ類、カキ等)	0.17	811
	特用林産物(しいたけ、たけのこ)	2.73	173
	森林(スギ、ヒノキ)	2.90	17,847
	その他(飼料作物、野菜等)	0.40	1,391
小計	10.26	23,893	
サル	稲	0.75	701
	スイートコーン	0.07	259
	その他(カキ、しいたけ)	3.67	119
小計	4.49	1,079	
カラス	野菜	0.002	37
	果樹(カンキツ類)	0.26	1,759
	小計	0.26	1,796
カワウ	アユ等	0.00	300
	小計	0.00	300
	合計	21.58	32,718

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

年間を通して市内全域で被害がみられ、特に水稲収穫期における食害の割合が高い。防護柵の導入により被害は減少傾向にあるものの、防護柵を設置した区域の近隣農地で新たな被害が発生している。

また、住宅地周辺に出没するケースが増えており、家庭菜園や庭木等への被害のほか道路法面への穴掘り等も多くみられる。

【シカ】

年間を通して概ね市内全域にて被害がみられる。

特に水稲の作付け時期の苗の食害や、果樹、人工林の植え付け時期の食害の割合が高い。

イノシシと同様に防護柵設置区域の周辺における新たな被害や、住宅地周辺における目撃情報及び生活環境への被害・相談が増えてきている。

【サル】

東郷域にて、年間を通して群れの日撃情報や被害が発生している。

山間部で栽培されているしいたけや家庭菜園の被害が多い。

また、被害は確認されていないものの、これまで目撃されていなかった地域における目撃情報もあった。

日向域においては、令和元年度に民家での目撃情報があり、令和2年度でも春から夏にかけ塩見地区ではぐれサルの目撃情報が多数あった。

現在のところ大きな農産物被害は見受けられないが、市街地にも近いことから情報の収集及び追い払いに努めている。

【カラス】

年間を通して市内全域で被害がみられ、特にみかん収穫期の食害及び水稲作付け時期の苗踏み被害の割合が高い。

また市街地にて産卵前後における人への威嚇行動に関する被害相談も多く、特に対応に苦慮している状況である。

【カワウ】

市内全域の河川において生息が確認されており、天然のアユや放流稚魚等の川魚への食害が発生している。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度) [10%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	6.57	5,650	5.91	5,084
シ カ	10.26	23,893	9.23	21,503
サ ル	4.49	1,079	4.04	971
カ ラ ス	0.26	1,796	0.23	1,616
カ ワ ウ	0.00	300	0.00	270
合 計	21.58	32,718	19.42	29,445

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲許可 捕獲報償金等事業の活用 狩猟免許試験の周知 捕獲技術講習会等の実施 追い払い及び見回り 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化等による捕獲従事者の減少 平日における捕獲活動 サルの効果的な捕獲手法 住居周辺での捕獲 市街地等における生活被害の対応
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> まとまりのある農地への電気防護柵及びネット、ワイヤーメッシュ柵の設置 小規模な農地への電柵設置 柵整備地区における維持管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 集落相互の連携 柵整備地区の隣接地域における、鳥獣被害の増加 設置した防護柵等の維持管理

生息環境管理に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止対策研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹園における鳥害への対策 ・ 耕作放棄地等への対応
--------------	--	---

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

各地域において、地域ぐるみの被害防止活動を推進し、侵入防止柵の設置や鳥獣を呼び寄せない取組(研修会や地域点検等)を積極的に行うとともに、猟友会と連携して効果的な捕獲を行うことにより農林水産業等に係る被害の軽減を図る。
また、捕獲対策を担う狩猟者等の担い手対策を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会の助言を受け、日向市有害鳥獣対策協議会により編成された有害鳥獣捕獲班を中心とした捕獲を行う。
なお、捕獲班員は各地域の実情等に精通した者で構成する。
令和6～8年度捕獲体制
・地域別捕獲班12班 約140名 ・鳥類専門の捕獲班1班 約5名
農林家が自ら行う捕獲に対する助言、指導を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ	各地域の猟友会と連携して捕獲する担い手の確保を図る。 担い手対策として、狩猟免許等の資格取得に対する補助事業を実施する。 捕獲技術向上等の研修会や生息情報等の共有を行う。
	シカ	
	サル	
	カラス	
	カワウ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に係る被害の発生時期、発生場所等を踏まえ、宮崎県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図った上、設定する。
特にイノシシ及びシカについては、市内全域において生息が確認されており、被害の発生についても依然として全域で発生していることから、市内全域において捕獲に取り組む。
また、生息頭数に関しては把握できていないものの、林地の面積比率が高い東郷域において多く生息しているものと考えられる。
なお、過去3か年における有害鳥獣捕獲許可による捕獲頭数は、イノシシが約1,170頭、シカが約1,950頭となっており、微増傾向にある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
シカ(オス)	900頭	900頭	900頭
シカ(メス)	1,250頭	1,250頭	1,250頭
サル	50頭	50頭	50頭
カラス	100羽	100羽	100羽
カワウ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>年間を通して市街地等を除く市内全域で、銃器及びわなによる捕獲を行う。 また、捕獲技術の向上及び新規担い手の確保・育成を図るため、研修会等を開催する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
イノシシ	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
シカ	ネット柵	28,000m	ネット柵	20,000m	ネット柵	15,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導
シカ	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導
サル	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導	柵設置・管理の指導

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ シカ サル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵を貸与した地区に対し、鳥獣被害対策のリーダー育成を目的としたリーダー研修を開催予定。鳥獣被害の現状や対策について説明し、柵設置について講習を行う。 ・シカ、イノシシ、サルに対し、捕獲補助金を交付する。
令和7年度	イノシシ シカ サル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵を貸与した地区に対し、鳥獣被害対策のリーダー育成を目的としたリーダー研修を開催予定。鳥獣被害の現状や対策について説明し、柵設置について講習を行う。 ・シカ、イノシシ、サルに対し、捕獲補助金を交付する。
令和8年度	イノシシ シカ サル カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵を貸与した地区に対し、鳥獣被害対策のリーダー育成を目的としたリーダー研修を開催予定。鳥獣被害の現状や対策について説明し、柵設置について講習を行う。 ・シカ、イノシシ、サルに対し、捕獲補助金を交付する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

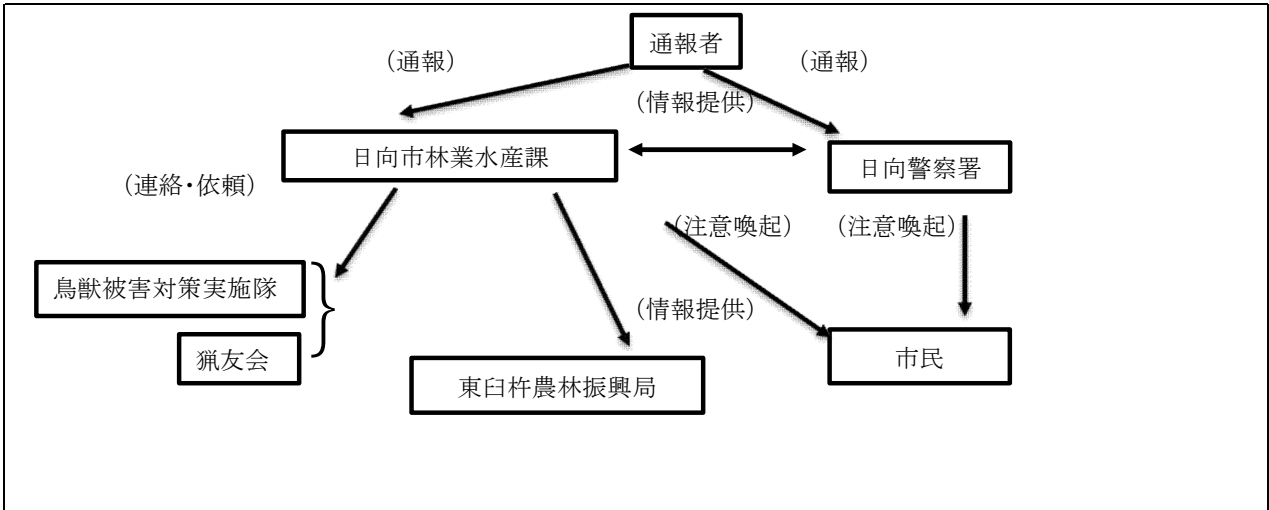
関係機関等の名称	役割
日向市	情報の収集に努め、関係機関へ情報の提供を行う。 市民に対し、注意喚起を行い、関係機関と連携した追払いやパトロール等を行う。
日向警察署	市や市民に情報を提供するとともに、情報収集に当たる。 市民に対し、注意喚起を行い、被害発生・拡大防止に努める。
宮崎県東臼杵農林振興局	市や関係機関との連絡調整を行う。
猟友会	市や関係機関と連携し、追いかいや捕獲を行う。
鳥獣被害対策実施隊	市や関係機関と連携し、追いかいや捕獲を行う。
日向支部及び 東郷支部猟友会	市や関係機関と連携し、追いかいや捕獲を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等現場での埋設処理等、適正な処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	日向市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
日 向 市	協議会の事務局及び運営
日向支部及び東郷支部猟友会	捕獲体制の整備、協力、情報収集
日向農業協同組合	被害防止技術等の普及等
耳川広域森林組合	被害防止技術等の普及等
余瀬飯谷漁業協同組合	被害防止技術等の普及等
区長公民館長連合会	被害防止技術等の普及等
宮崎県東臼杵農林振興局	被害防止技術等の普及等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度設置 令和5年度隊員21名(日向市農業畜産課、林業水産課職員で構成)

- ・集落及び被害相談者への被害防止対策の指導、助言
- ・防護柵等の設置及び管理指導
- ・花火等による追い払い活動及びパトロール、被害調査

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種被害防止研修会等への積極的な参加及び鳥獣被害対策マイスター認定取得等によりスキルアップを図る。
必要に応じて近隣町村と相互に連携協力し、被害防止対策を検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

上記の被害防止施策等を効率的に実施するため、集落営農や農地水保全管理組合等と連携し、集落単位での取組を推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。